

君津市新型コロナウイルスワクチン接種に係るワクチン廃棄防止要領

(目的)

第1条 この要領は、新型コロナウイルスワクチン接種（以下「接種」という。）に係る予約のキャンセル等により、ワクチンに余剰が生じた場合の取扱いを定め、ワクチンを適切かつ有効に使用することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、接種場所（集団接種会場、協力医療機関等）において、ワクチンの余剰が生じないように計画する。

第3条 市は、高齢者施設等に接種に係る協力を依頼し、第5条に掲げる優先接種の対象である高齢者施設等の職員（以下「協力高齢者施設等職員」という。）を把握するため、当該職員に関する情報を事前に登録する。

(接種への協力)

第4条 協力高齢者施設等職員は、接種場所においてワクチンの余剰が生じた場合、業務に支障のない範囲で接種に協力する。

(余剰が生じた場合の対応)

第5条 接種場所において、ワクチンの余剰が生じた場合は、次の順位により予約者以外に接種できるものとする。

(1) 協力高齢者施設等職員

(2) 接種場所において従事する医療従事者等（医師、保健師、看護師、薬剤師、消防職員）

(3) 接種場所において従事する者であって、令和4年3月31日までに満65歳に達する者

(4) 接種場所において従事する基礎疾患を持つ者

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 市は、接種場所の運営管理者等に対し、必要に応じて前項の優先順位により接種対象者リストを作成する等、計画的な対応を図るよう周知する。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、ワクチンに余剰が生じた場合の接種に関し必要な事項は市長が別に定める。